(ｱ)　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。

(ｲ)　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

(ｳ)　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(7)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

(8)　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(9)　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11)　施工計画の内容が著しく不適当でない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

(1)　施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

(2)　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（ＶＥ提案及び施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書（ＶＥ提案を提出する場合には、ＶＥ提案で施工する場合の入札書と標準案で施工する場合の入札書の両方）を提出すること。入札書は封書により提出すること。

(3)　技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。ＶＥ提案により施工しようとする場合は、ＶＥ提案資料（ＶＥ提案に付随する資料及びその提案に基づく施工計画書をいう。以下同じ。）を提出すること。ＶＥ提案が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案に基づく施工計画書を併せて提出すること。標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画書を提出すること。

提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または１ページあたりの行数が42行を超えている場合は「可」と評価する。また、２）施工計画のうち、評価項目①～④に関する提案は、それぞれ最大５提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。

なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関する提案はすべて「可」と評価する。施工計画書の１項目でも不可のある場合は、不適格とする。

１）ＶＥ提案

①　錐ヶ瀧橋の拡幅に当たって、既存構造物への損傷の低減と劣化の抑制に資する工事目的物の改善提案　ＶＥ提案を求める範囲は、錐ヶ瀧橋の上部工とする。それ以外の提案は認めないものとする。

②　工程計画の改善に資する工事目的物の改善提案　ＶＥ提案を求める範囲は、錐ヶ瀧橋の上部工とする。それ以外の提案は認めないものとする。

２）施工計画

①　管理体制・手法

②　品質管理

ア）コンクリート構造物の劣化を予防するための更なる品質向上

イ）錐ヶ瀧橋の拡幅及び池山高架橋との床版の接続に当たって、既存構造物への損傷の低減と劣化の抑制に寄与する施工方法

③　安全管理

④　環境対策

⑤　工程計画

ＶＥ提案無し及び不採用の場合　提案においては、施工方法及び仮設備計画の変更を伴う提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。ただし、仮設構造物に関する変更を伴う提案は可能とする。また、コンクリートに関しては、硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での提案は可能とする。

ＶＥ提案採用の場合　ＶＥ提案による②品質管理イ）及び⑤工程計画に関する提案

(4)　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

１）ＶＥ提案

①　錐ヶ瀧橋の拡幅に当たって、既存構造物への損傷の低減と劣化の抑制に資する工事目的物（錐ヶ瀧橋の上部工）の改善提案　ＶＥ提案で求める性能等の根拠書類を求め、採否の判定

②　工程計画の改善に資する工事目的物（錐ヶ瀧橋の上部工）の改善提案　ＶＥ提案で求める性能等の根拠書類を求め、採否の判定

２）施工計画

①　管理体制・手法　「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案を除く）

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

②　品質管理

ア）コンクリート構造物の劣化を予防するための更なる品質向上

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

イ）錐ヶ瀧橋の拡幅及び池山高架橋との床版の接続に当たって、既存構造物への損傷の低減と劣化の抑制に寄与する施工方法